

市立三次中央病院の臨床倫理的課題に対する方針

当院は、基本的人権、患者の権利と責務、医療の倫理、病院「基本理念・基本方針」に基づき、患者にとっての最良で安全な医療を、適切かつ十分に提供するため、臨床における倫理的な課題に対する方針を定める。

具体的な倫理的課題への対応方針

1. 個人情報保護について

患者の個人情報の取り扱いについては「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）」等を遵守し、万全の体制で取り組むこと。（市立三次中央病院「プライバシーポリシー」参照）

2. 説明と同意（インフォームド・コンセント）

これから行われる検査や治療について、患者の病名、治療（検査）目的、治療計画、内容、代替可能な治療法、リスク、合併症等、何もしない場合に考えられる結果もふまえ、「市立三次中央病院における説明と同意に関するガイドライン（指針）」に従い、患者・家族が理解できるよう十分に説明をし、同意を得た上で医療を提供する。患者・家族は十分な説明と情報提供を受けた上で、自らの意思と価値観に基づいて、治療や検査などの医療行為について選択する権利がある。

3. 終末期医療について

終末期の医療・ケアについては、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン（平成 30 年 3 月厚生労働省）」や「市立三次中央病院における適切な意思決定支援に関する指針」に従い、患者・家族と相談の上で、医療行為の妥当性を十分に考慮し行う。当院の「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセス」に沿って、患者の意思に基づいた医療を行う。また、可能な限り、

疼痛やその他の不快な症状を緩和し、精神的・社会的援助も含めた総合的な医療・ケアを行うこと。

4. 心肺蘇生不要（DNAR）の指示について

終末期・老衰・救命不能または意識回復が見込めない場合は、患者・家族等に十分な説明をした上で、CPRを行わないことに同意された場合は、その意思を尊重し記録に残す。状況に応じて、日本版 POLST 作成指針に基づき作成した当院の「POLST（DNAR 指示を含む）に関する同意書」を活用する。DNAR の場合はその旨をカルテの掲示板「重要事項」にも記載する。

既に延命治療を行っているときは、下記の点に留意すること。

- ① 積極的安楽死や自殺幫助となる行為は行ってはならない。
- ② 延命治療の差し控えや中止について、患者・家族、医師・看護師を中心とした医療チームが十分に話し合ってもなお、合意形成が困難であるときは倫理委員会に申請する。

5. がんや極めて予後不良な疾患などの告知

がんなど予後不良疾患の告知は、患者本人の知る権利を尊重し、患者本人に真実を伝えることを原則とする。

告知するときは、家族など患者の支えとなる人物の同席や、看護師や他の医師の同席、場所、時期、プライバシーや患者の心情、説明方法など、患者の立場を十分に配慮すること。患者本人が告知を希望されない場合には、患者から指名された代理人（家族など）に真実を伝える。告知による患者の反応に留意しながら、絶望させてしまうこと無く、患者の精神状態に深く配慮し支援すること。

6. 身体拘束について

身体拘束は人間としての尊厳を損なう危険性を有すると同時に、身体的・精神的・社会的弊害をもたらす。身体拘束の必要性があると判断された場合であっても、身体拘束以外の緩やかな手段が考えられ

ばそれを選択するよう努める。

しかし、緊急時ややむを得ない場合の対応として、①切迫性（抑制しなければ生命にかかわる可能性がある）②非代償性（他に代わる手段がない）、③一時性（必要がなくなれば、速やかに解除する）の3つの条件を満たしていることを確認し、当院の「身体行動制限に関する指針」、「認知症ケアマニュアル」の身体拘束に従い、患者家族に説明し同意を得てから行う。又、身体拘束中は頻回に状態を観察し、必要最低限かつ最短期間で行うものとする。

7. 輸血の拒否への対応について

宗教的な理由により輸血を拒否する患者への対応は、「宗教的輸血拒否に関するガイドライン（平成20年2月宗教的輸血拒否に関する合同委員会報告）」に基づいて作成された当院の「輸血療法に関する実施手順書」に従って対応する。

8. 虐待についての対応

小児・高齢者・障害者等への虐待が疑われる場合には、当院の「医療安全マニュアル」に基づき、関連施設等へ届け出る。その前に緊急で治療等が必要な場合には、患者の判断能力か意思決定能力が無ければ、被疑者の疑いがある親や親族に病状を説明し、同意を得て医療行為を実施する。

9. LGBTQについて

患者一人ひとりに対して性的指向及び性的自認に配慮し、全職員で患者のプライバシー保護に努める。また、療養環境については、患者の意向を伺い適宜相談し、できるだけ満足していただけるように調整する。（「三次市パートナーシップ宣誓制度」「三次市職員多様な性のあり方に関する職員ハンドブック」参照）

10. 臓器提供について

法令を遵守し、当院の「臓器提供に関するマニュアル」に従って対応する。

11. 妊娠中絶について

「母体保護法（昭和 23 年法律第 156 号）」などの法令や日本産婦人科学会による指針を遵守する。

12. 新しい医療技術の導入

新たに難易度の高い診療・治療方法や技術、保険適用が認められていないが患者に有益と考えられる治療法を新規に導入する場合は、まず当該部署で倫理面と医療安全面から十分に検討する。その上で、倫理委員会に申請し、承認を得た上で導入すること。

13. 臨床研究治験について

倫理委員会に申請し、その決定に従う。臨床研究は、ヘルシンキ宣言を尊重し、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（平成 26 年 12 月文部科学省・厚生労働省）」並びに「遺伝子治療等臨床研究に関する指針（平成 31 年 2 月厚生労働省）」に従う。倫理委員会に申請し、承認が得られれば、病院長が当該臨床研究の実施を許可する。又、治験・製造販売後臨床試験に関しては「医薬品の臨床試験の実施基準に関する省令（GCP）（平成 9 年厚生省令第 28 号）」を遵守する。

14. その他の倫理的課題について

その他の臨床倫理的課題等、解決困難な事例については、倫理委員会で審議し、その決定に従って対応する。

平成 21 年 11 月 制定
令和 6 年 4 月 16 日 改正